

# 第1章 全体構想

- 1 将来都市像
- 2 将来のまちづくりの基本的考え方
- 3 将来のまちの姿（将来都市構造）
- 4 まちづくりの実現に向けた課題と目標
- 5 分野別まちづくり方針

# 第1章 全体構想

## 1 将来都市像

少子高齢・人口減少社会の進展や大規模自然災害に対する危機意識の高まりなど、社会経済情勢の変化と、これに伴う長期的な国土づくりの基本的考え方を踏まえ、概ね 20 年後の本市の都市像を以下のように定めます。

### 将来都市像

**市民とともに「にぎわい」を創り、  
地域の「暮らし」に必要な機能をコンパクトにまとめた  
住みやすいまち 焼津**

少子高齢・人口減少社会の本格的到来をはじめ、社会経済情勢が大きく変化するなか、まちづくりにおいては、目の前の問題点や課題のみに対応する短期的な視点ではなく、未来を切り拓いていくための中長期的な視点を持つことが重要であると考えます。

本市では、海・川・山の多彩な自然、地域に根付いている伝統・文化、全国でも有数の水産業など、これまでに積み上げてきた多様な地域資源を守り活かしながら、本市の多様性をさらに磨き、価値を高めることによって、市民や来訪者の交流が盛んな「にぎわい」のあるまちを創ります。

そのため、市民をはじめ多様なまちづくりの担い手との協働により知恵を出し合いながら、親から子へ、そして孫へと、将来の世代にまちをいい形で引き継ぐことができるまちづくりを進めています。

まちをいい形で引き継いでいくためには、人口規模に応じた適切な都市経営を実現する必要があります。仮に人口増加時代の「つくる」ことに主眼を置いたまちづくりを進めた場合、都市経営に要するコストは膨らむ一方となり、結果的に市民サービスの水準は低下し、まちの魅力は失われ、さらなる人口減少を招くという悪循環を生む可能性があります。

そこで、本市では、地域資源を上手く活かしながら、まちの中心部や駅周辺など、都市活動や生活の拠点となる場において、商業・医療・福祉・教育・行政などの「暮らし」に必要な機能を誘導するとともに、これらを多様な交通ネットワークで連携する「コンパクト+ネットワーク」化を進め、多くの人が高品質の各種サービスを効果的に受けることができる、住みやすいまちを創ります。

以上を踏まえ、本市の将来都市像を「市民とともに「にぎわい」を創り、地域の「暮らし」に必要な機能をコンパクトにまとめた住みやすいまち 焼津」とします。

## 2 将来のまちづくりの基本的考え方

社会経済情勢の変化に伴う長期的な国土づくりの基本的考え方を踏まえつつ、将来都市像の実現に向けた本市のまちづくりの基本的な考え方を、以下のように定めます。

### ①誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり

全国的な傾向と同様、少子高齢化が進行している本市においては、減少する子どもや若者への対策と、増加する高齢者への対策を同時に進めることが必要になっていきます。このため、本市では、若者や子育て世代、高齢者をはじめ、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

具体的には、本市に居住する若者や子育て世代を留めるとともに、市外の若者や子育て世代のＵターンやＩターンを促進するため、安心して子どもを産み、育てることのできる魅力的な環境を創出します。さらに、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせるよう、安全・安心な住環境や交通環境を創出するとともに、これまでに培ってきた知識・技術・経験を活かせる場づくり・機会づくりを進めます。

本市における「コンパクト+ネットワーク」の考え方のもとでは、若者、子育て世代、高齢者それぞれの生活を支える都市機能を一定の地域に集約し、世代間交流を深めながら、質の高いサービスを効率よく受けられる、歩いて健康に暮らすことのできるまちづくりを進めます。



### ②活力ある産業と活発な交流を生み出すまちづくり

本市が将来にわたって持続するためには、地域経済の活性化が必要です。このため、本市では、活力ある産業と活発な交流を生み出すまちづくりを進めます。

具体的には、企業誘致などにより新たな雇用の創出を図るとともに、焼津漁港・大井川港を有する海のまちとして、水産業を中心とした地域資源の掘り起しと焼津ブランドとしての確立、さらなる高付加価値化によって、しごとをつくり、安定して働ける環境を創出して、産業全体の活性化を図ります。

さらに、東名高速道路焼津ＩＣ・大井川焼津藤枝スマートＩＣを有し、富士山静岡空港にも近接した本市の広域的な立地優位性を最大限に活かし、国内外から多くの観光客を呼び込むことで新しい人の流れをつくり、交流によるにぎわいの創出を図ります。

本市における「コンパクト+ネットワーク」の考え方のもとでは、本市ならではの海の恵みや歴史・伝統的な地域資源を有効に活かしながら、広域交通の玄関口など一定の地域に交流を生み出す都市機能を集約し、多くの人でにぎわうまちづくりを進めます。



### ③環境にやさしいまちづくり

近年、地球温暖化の進行や生物多様性の危機など、地球規模の環境問題が顕在化してきています。このような中、本市が将来に向かってより良い環境を後世に継承していくためには、再生可能エネルギー・省エネルギー施設の普及促進や自然環境の保全が必要です。このため、本市では、環境にやさしいまちづくりを進めます。

具体的には、太陽光などの再生可能エネルギーの地産地消、省エネルギー型ライフスタイルの推進、緑化推進などの取組を進め、温室効果ガスの発生が少ない低炭素なまちづくりを目指します。

本市における「コンパクト+ネットワーク」の考え方のもとでは、海、川、山などの本市が有するかけがえのない自然環境の保全と、各拠点や生活に身近な公園・緑地・親水空間などのネットワーク化を図りながら、過度に自動車に依存しなくても生活できるまちづくりを進めます。



### ④自然災害に強いまちづくり

我が国は、地形・地質・気象などの自然的条件から、地震、津波、台風、豪雨などによる災害が発生しやすい国土となっています。本市は、東海地震の想定震源域に位置し長い海岸線を有しているほか、河川も多く流れています。このため、本市では、自然災害に強いまちづくりを進めます。

具体的には、自然災害リスクの評価を適切に行い共有するとともに、これを踏まえた防災・減災対策を推進します。特に海岸部においては、「命を守る」「財産を守る」「生産活動を守る」考え方のもと、ハード・ソフト両面のさまざまな施策を展開することによって、津波浸水の解消・軽減や、安全かつ迅速に避難できる体制を整えます。

本市における「コンパクト+ネットワーク」の考え方のもとでは、想定される災害リスクを的確に把握した上で、地域の特性に応じた防災・減災対策を図るなど、安全・安心に生活できるまちづくりを進めます。




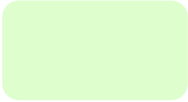
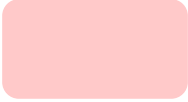

### 3 将来のまちの姿(将来都市構造)

将来のまちづくりの基本的な考え方を踏まえ、将来のまちの骨格をなす機能の配置・連携の考え方(エリア・拠点・軸)を「将来都市構造」として定めます。

#### エリア(土地利用の最も基本的な考え方)

##### 一都市環境と自然環境との調和を図る一



高草山をはじめとする自然環境を大切にするとともに、これらに調和した都市環境を創出するため、区分に応じた適切な土地利用を推進します。

エリア	基本的な考え方
<p>○自然環境保全・活用 エリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高草山周辺から大崩海岸に至るエリアであり、森林が有する機能の保全・活用を積極的に図ります。</li> </ul>
<p>○田園集落エリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田をはじめとする農地の保全を図るエリアです。ここでは、自然環境と営農環境を守るため、無秩序な開発・土地利用転換を抑制し、農地と住宅、農地と工場等の調和・共生を図ります。</li> </ul>
<p>○市街地エリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市における生活・活動の場として、住環境をはじめとする良好な市街地環境の創出と、充実した交通ネットワークの形成を図るエリアです。ここでは、誰もが快適で利用しやすい都市空間を形成するとともに、海岸、河川、社寺林など、身近な自然環境の保全・共生を図ります。</li> </ul>
<p>○中心市街地エリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の中心市街地を形成するエリアであり、中心市街地にふさわしい市街地環境の創出を図るとともに、生活に必要な主要な都市機能の集積や、人と人との交流を促進します。</li> <li>・「焼津駅周辺都市拠点」、「中心市街地エリア」、「焼津漁港周辺産業・観光交流拠点」を結ぶ、連続性のある、焼津市ならではのにぎわい空間を形成していきます。</li> </ul>

拠点（都市機能配置の考え方）

一都市の機能を集める一

都市機能を適切な箇所に集め、集積のメリットを活かしたにぎわいの創出や生活利便性の向上、地域経済を支える産業の発展を促進します。





拠点	基本的な考え方
<p>○都市拠点</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東海道本線焼津駅周辺を都市拠点と位置づけ、市民や観光客などあらゆる人が集まる、本市のにぎわいの中心地となる拠点の形成を図ります。</li> <li>・ ここでは、公共交通の結節点に位置するメリットを活かし、商業機能・公共公益機能・居住機能など、主要な都市機能の集約を図り、生活交流・観光交流を促進していきます。</li> </ul>
<p>○生活交流拠点</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東海道本線西焼津駅周辺、市立総合病院や消防防災センターなどが立地する市域中部の市街地、大井川庁舎周辺を生活交流拠点と位置づけ、公共交通の結節機能を高めるとともに、既存の公共公益機能を活かした拠点の形成を図ります。</li> <li>・ ここでは、公共交通の結節点に位置するメリットを活かし、公共交通と自動車・自転車交通の乗り換え利便性の向上を図りながら、生活交流を促進していきます。</li> </ul>
<p>○産業・観光交流拠点</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路焼津IC周辺、焼津漁港周辺、大井川港周辺、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートIC周辺を産業・観光交流拠点と位置づけ、市民や観光客でにぎわう拠点の形成を図ります。</li> <li>・ ここでは、物流・生産機能の充実などにより、産業の振興を図るとともに、産業を通じた観光交流を促進していきます。</li> </ul>



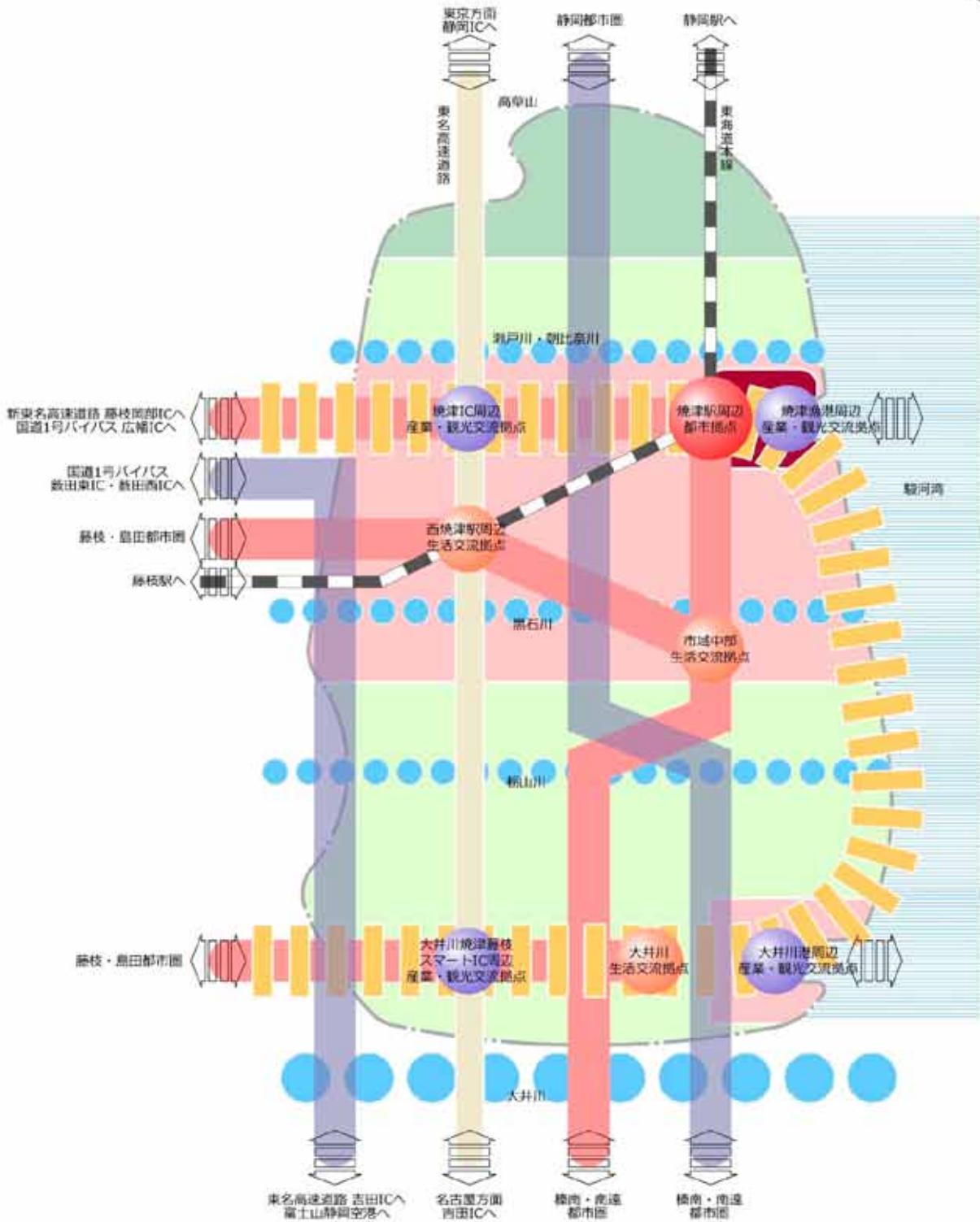
軸（拠点間の連携の考え方）

一都市の機能をつなげる一

本市と隣接都市、また拠点間や地域と拠点とを道路・公共交通体系で連携します。このうち拠点間については、過度に自動車交通に依存せず、誰もが安心して地域公共交通を利用できるまちづくりを実現します。

軸	基本的な考え方
<p>○広域連携軸</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（都）志太東幹線及び（都）志太中央幹線を広域連携軸と位置づけ、本市に隣接する静岡都市圏や榛南・南遠都市圏をはじめ、広域都市間の連携・交流を促進する道路交通体系を形成します。</li> </ul>
<p>○都市連携軸</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（都）焼津広幡線、（都）焼津駅道原線、県道静岡焼津線、（都）焼津青木線、（都）小川島田幹線、（都）藤枝駅吉永線等を都市連携軸と位置づけ、藤枝市や島田市との連携・交流や、都市拠点と生活交流拠点との連携・交流を促進する道路・公共交通体系を形成します。</li> </ul>
<p>○産業・観光交流連携軸</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼津漁港周辺、焼津IC周辺、大井川港周辺及び大井川焼津藤枝スマートIC周辺の産業・観光交流拠点を結ぶ道路交通体系を産業・観光交流連携軸と位置づけ、本市のみならず志太広域都市圏全体として、産業や観光による交流を促進していきます。</li> </ul>
<p>○うるおい環境軸</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大井川、朝比奈川、瀬戸川、黒石川、栃山川といった骨格的な河川をうるおい環境軸と位置づけ、河川沿いに、うるおいのある環境空間を形成します。</li> </ul>

# 将来都市構造図



凡例					
エリア	自然環境保全・活用エリア	拠 点	都市拠点	軸	広域連携軸
	田園集落エリア		生活交流拠点		都市連携軸
	市街地エリア		産業・観光交流拠点		産業・観光交流連携軸
	中心市街地エリア				うるおい環境軸



## 4 まちづくりの実現に向けた課題と目標

将来都市像、将来のまちづくりの基本的考え方、将来のまちの姿（将来都市構造）を総合的に踏まえ、本市において、今後まちづくりを進める上での課題と目標を、以下のように定めます。

### ①誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりの実現に向けた課題・目標

#### 現状・課題

##### 《 焼津市の現状 》

○少子化・高齢・人口減少社会の進展

○極端に低い公共交通利用率

社会・経済情勢の動向と焼津市の現況（参考資料より）

○高齢者や障害者にやさしいまちづくり

○安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

○生活に身近な公園・広場の確保

○中心市街地や地域の一定の範囲への都市機能（商業・医療・福祉・子育て・行政など）の集約

○子育てや高齢者福祉の場としての空き地・空き家の利活用

○公共交通サービスの充実

○暮らしに身近な生活道路の整備

まちづくりに対する市民の意識・主な意見等（市民意向調査より）

##### 《 課題 》

○子どもを産みやすく、育てやすいまちをつくる必要があります。

○高齢者にとって安全・安心で、いきいきと暮らせるまちをつくる必要があります。

○誰もが身近な生活サービスを楽しむまちをつくる必要があります。

#### まちづくりの実現に向けた目標

◎子どもや子育て世代が安心・健康に暮らせるまちづくりを進めます。

- ・ 子育て支援施設（保育所など）の適正配置・充実
- ・ 子育て世帯のニーズに対応した住宅の供給
- ・ 子どもの遊び場となる公園・広場の確保

◎高齢者や障害者が利用しやすく、安心・健康に暮らせるまちづくりを進めます。

- ・ 高齢者支援施設（デイサービス・老人ホームなど）の適正配置・充実
- ・ 高齢者世帯のニーズに対応した住宅の供給
- ・ 道路や建築物のバリアフリー化
- ・ 公共施設のユニバーサルデザイン化、分かりやすい案内・標識等の設置

◎誰もが多様な交通手段で移動できるまちづくりを進めます。

- ・ 拠点と拠点、地域と拠点を連絡する最適な交通体系の構築
- ・ 徒歩や自転車で移動しやすい道路空間の創出

## ②活力ある産業と活発な交流を生み出すまちづくりの実現に向けた課題・目標

### 現状・課題

#### 《 焼津市の現状 》

- 就業者の半数以上が第3次産業
- 製造品出荷額や商品販売額の低迷
- 日帰り客を中心とした観光客の増加
- 中心市街地の衰退

社会・経済情勢の動向と焼津市の現況(参考資料より)

- 活気やにぎわいの不足
- 大井川焼津藤枝スマートIC周辺における適切な開発
- 企業などの誘致による雇用創出と税収確保
- 生活に身近な商店街・店舗の充実、にぎわいづくり
- 中心市街地や地域の一定の範囲への都市機能(商業・医療・福祉・子育て・行政など)の集約

まちづくりに対する市民の意識・主な意見等(市民意向調査より)

#### 《 課題 》

○にぎわいのある中心市街地や、生活に便利なまちをつくる必要があります。

○焼津市ならではの産業を活かしたまちをつくる必要があります。

○地域独自の資源を活かした、個性あるまちをつくる必要があります。

### まちづくりの実現に向けた目標

#### ◎中心市街地のにぎわい・交流を創出するまちづくりを進めます。

- ・ 中心市街地における都市機能の集積・充実・更新
- ・ まちなか居住の促進
- ・ 空き家・空き地の有効活用

#### ◎地域に根付いた産業を活かした個性あるまちづくりを進めます。

- ・ 産業・観光交流拠点の立地条件や周辺環境を活かした交流促進、にぎわい創出
- ・ 都市拠点～中心市街地～焼津漁港周辺産業・観光交流拠点の、連続的なにぎわい空間の創出
- ・ 大井川焼津藤枝スマートIC周辺における新たな産業拠点の形成
- ・ 消費者ニーズの多様化に対応した、産業の高付加価値化

#### ◎地域固有の自然・歴史・文化を守り、活かしたまちづくりを進めます。

- ・ 地域活動・交流の場の維持・充実
- ・ 歴史・文化をはじめとする焼津市ならではの観光資源の掘り起こしと交流の場としての活用、ネットワークづくり
- ・ エリアマネジメントによる地域づくりの推進

### ③環境にやさしいまちづくりの実現に向けた課題・目標

#### 現状・課題

##### 《 焼津市の現状 》

- 豊かな自然環境
- 極端に低い公共交通利用率
- 市街地の低密度化の進行
- 徒歩・自転車による移動や公共交通機関の利用などによる温室効果ガス削減の取組

社会・経済情勢の動向と焼津市の現況(参考資料より)

- 良好な景観の保全・形成
- 海や河川の水辺、緑豊かな山並み、社寺林など今ある自然環境の保全・活用
- 生活排水・産業排水の適切な処理

まちづくりに対する市民の意識・主な意見等(市民意向調査より)

##### 《 課題 》

○焼津市が誇る豊かな自然環境を後世に残すため、環境負荷の小さいまちをつくる必要があります。

○焼津市らしい景観や風景が広がるまちをつくる必要があります。

○公衆衛生や水質が維持・保全された、誰もが健康で快適に暮らせるまちをつくる必要があります。

#### まちづくりの実現に向けた目標

##### ◎豊かな水・緑を守り、環境負荷の小さいまちづくりを進めます。

- ・ 高草山や駿河湾(海岸)、大井川や瀬戸川などの自然資源の保全
- ・ 生活に身近な親水空間の保全・形成と、うるおいのある自転車・歩行者空間の創出、これらを結ぶネットワークづくり
- ・ 過度に自動車に依存しないで生活できる交通体系の構築、省エネ・再エネ施設を取り入れた住宅・オフィス等の普及促進

##### ◎地域の特徴を活かした、個性的な街並み・美しい風景を形成するまちづくりを進めます。

- ・ 地区計画による、地区の特性・特徴を活かした景観形成
- ・ 景観法に基づく景観計画の策定、景観まちづくりの推進
- ・ 市独自のルールに基づく屋外広告物の規制・誘導

##### ◎きれいで衛生的な生活環境を創出するまちづくりを進めます。

- ・ 公共下水道と合併処理浄化槽を適切に活用した污水处理の推進
- ・ 地域美化活動や海岸・河川清掃など、エリアマネジメントによる地域づくりの推進

## ④自然災害に強いまちづくりの実現に向けた課題・目標

### 現状・課題

#### 《 焼津市の現状 》

○第4次地震被害想定に基づく津波浸水想定区域

○津波防災地域づくり推進計画の策定

社会・経済情勢の動向と焼津市の現況(参考資料より)

○自然災害から命を守るまちづくり

○防災機能を備えた公園の整備

○防災施設の整備による津波浸水・河川の氾濫の防止

○土砂災害・津波災害のおそれがあるところでの土地利用の見直し

まちづくりに対する市民の意識・主な意見等(市民意向調査より)

#### 《 課題 》

○災害による被害が発生しないまちをつくる必要があります(防災まちづくり)。

○災害による人的・物的被害を軽減するまちをつくる必要があります(減災まちづくり)。

○平時から災害に対する意識を高める必要があります。

### まちづくりの実現に向けた目標

#### ◎地震・津波、水害などの自然災害に強いまちづくりを進めます。

- ・住宅などの耐震化の促進
- ・粘り強い海岸堤防、潮風グリーンウォーク、水門など、津波浸水を軽減する防災施設の整備
- ・津波災害のおそれがあるところでの土地利用の見直し
- ・中小河川の改修

#### ◎災害時の避難や防災活動が円滑に行えるまちづくりを進めます。

- ・安全、迅速に避難できる避難路・避難場所の確保と避難誘導情報の提供
- ・庁舎や消防施設など、災害対策拠点の確保
- ・防災拠点等をネットワークする緊急輸送路の整備

#### ◎自主防災意識を啓発するまちづくりを進めます。

- ・防災マップの普及・周知・充実
- ・実効性の高い防災訓練や防災出前講座などの実施
- ・行政と市民等の協働による防災・減災まちづくり計画などの作成

## 5 分野別まちづくり方針

分野別まちづくり方針は、土地利用、都市交通、都市環境、都市防災の各分野におけるまちづくりの基本的な考え方を整理したものです。

本市では、「まちづくりの実現に向けた目標」を踏まえ、各分野について、特に下記の取組を重点的に推進していきます。





## (1)土地利用の基本方針

### 【基本的な考え方】

「コンパクト+ネットワーク」を実現するため、本市では、区域区分制度により、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した、秩序ある土地利用誘導を進めます。特に都市拠点では、市民や観光客等の利便性を高めるため、商業・業務・居住などの主要な都市機能を適切に誘導する土地利用を推進していきます。また、地域の生活利便性や教育環境の維持・確保を図るため、「焼津市公共施設等総合管理計画※」や「子ども・子育て支援事業計画※」等との整合を図り、公共サービス機能や子育て支援機能、教育機能、医療・福祉機能等の適正な立地と維持管理を推進していきます。

市街化区域では、市街地の特性に応じた健全かつ機能的な土地利用を実現するため、用途地域等の地域地区の適切な運用を図るとともに、魅力的なまちづくりを実現するため、地区計画等の制度の活用も検討していきます。また、住宅地など新たな宅地の開発にあたっては、宅地分譲助成事業を活用し居住促進を図るとともに、空き家や空地等、低・未利用地の活用を優先し、民間活力を活かした宅地開発事業などにより、良好な住環境を創出していきます。

市街化調整区域では、現在の良好な住環境や営農環境、自然環境の保全を図ります。また、既存の集落地等における現在の良好な住環境の保全を図るとともに、地域活力の維持・向上を図るため、「市街化調整区域の地区計画の適用についての基本的な方針※」の策定について検討を進めます。

#### ※公共施設等総合管理計画

都道府県及び市町村が、公共施設等(公共建築物や道路等インフラ施設)の総合的かつ計画的な管理・利用最適化を推進するために策定する計画のこと。

#### ※子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「教育・保育の量的確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などの取組を推進するために市町村が策定する計画のこと。

#### ※市街化調整区域の地区計画適用についての基本的な方針

市街化調整区域において地区計画を適用するにあたっての、市町村の基本的な考え方や手順等について示したもの。

## 市街化区域における土地利用の方針

### <住居系土地利用>

#### ■低層住宅専用地

- ・小川地域の土地区画整理事業実施地区や港地域の南部等は、周辺環境と調和した、ゆとりと落ち着きのある良好な低層住宅専用地としての住環境を維持します。
- ・住宅専用地としての良好な住環境を維持しながら、災害に強いまちづくりを進めるため、建築形態に関するルールの見直しについて適切に検討していきます。

#### ■中高層住宅専用地

- ・中心商業・業務地周辺の住宅地や、主要な幹線道路の沿道後背住宅地等は、防災性や生活利便性を備えた、ゆとりと落ち着きのある良好な中層住宅専用地としての住環境を維持します。

## ■一般住宅地

- ・ 低層及び中高層住宅専用地以外の住宅地を一般住宅地として位置づけ、良好な住環境の維持、創出を図るため、緑化等を促進していきます。

## <商業系土地利用>

### ■中心商業・業務地

- ・ 焼津駅周辺一帯の中心市街地においては、さまざまな人の交流によるにぎわいのある商業・業務地を形成するため、「中心市街地活性化基本計画」を踏まえ、市民や観光客等のニーズに対応し、地域固有の資源や空き家・空き地等を活用しながら、新たな都市機能の誘導も検討していく、市の玄関口にふさわしい魅力的なまちづくりをします。
- ・ 定住人口の増加によるまちの活力創出を図るため、民間活力等の導入により、多様な世帯に対応した良質な住宅の供給を促進するとともに、安全・快適な住環境を創出するための市街地環境整備を推進します。

### ■生活商業地

- ・ 西焼津駅周辺市街地や市域中部の市街地においては、民間活力等の導入により、多様な世帯に対応した良質な住宅の供給を促進するとともに、地域住民の生活利便性をより高めるため、商業・業務など生活に必要な機能を適切に誘導する土地利用を推進します。

### ■沿道サービス地

- ・ 国道 150 号、(都) 焼津広幡線、(都) 焼津駅道原線、(都) 鯛ヶ島八楠線、(都) 焼津下小田線などの幹線道路沿道については、道路交通利便性を活かした商業・業務施設等が立地する沿道サービス地として利用し、周辺の住宅地等と調和した沿道環境の形成を図ります。

## <工業系土地利用>

### ■工業地

- ・ 東益津地域や豊田地域の一部、また大井川左岸に位置する工業地では、良好な操業環境を維持するとともに、緑化等により、周辺の住環境や自然環境と共生できる工業地を形成します。
- ・ 大井川港では、背後の工業地の機能を維持し、港湾と一体となった物流・生産機能等の集積を促進します。

### ■流通業務地

- ・ 焼津漁港では、土地利用計画に基づき各種施設の立地を促進します。
- ・ 東名高速道路焼津 IC 周辺においては、住宅との共存を進めながら流通業務地の形成を図ります。

## 市街化調整区域における土地利用の方針

### ■自然環境保全・活用地

- ・良好な自然環境を有している高草山周辺の緑豊かな山林や、駿河湾沿岸部の自然地は、今後も保全しながら、市民や観光客のレクリエーション等の場として活用していきます。

### ■田園集落地

- ・在来集落として生活圏が形成されている既存集落や、宗高中央地区、上小杉住宅団地などの計画的に開発された住宅地などについては、今後も周辺の自然環境との調和・共生に留意しながら、良好な住環境を維持します。
- ・近年増加傾向にある遊休農地については、無秩序な宅地開発や土地利用、荒廃化を防止するため、農地としての利用のほか、地域にふさわしい新たな活用方法について検討していきます。

### ■環境共生型工業地

- ・水産加工センター、水産流通加工団地や高新田第1・2工業団地など、計画的に開発された一団の工業地や工業団地、または中小工場が既に集団化している策牛地区周辺においては、周辺の自然環境との調和・共生に留意しながら、良好な操業環境を維持します。

### ■市街地環境整備検討地

- ・市街地に隣接する小川大住地区においては、周辺の自然環境や営農環境との調和・共生に留意しながら、市街地環境を補完する新たな土地利用を検討していきます。
- ・市街地に隣接する越後島地区周辺においては、東名高速道路焼津IC直近の交通利便性を活かし、周辺の自然環境や営農環境との調和・共生に留意しながら、工業系・流通業務系土地利用など、本市の活力を高めるための土地利用を検討していきます。

### ■新たな土地利用検討ゾーン

- ・大井川焼津藤枝スマートIC周辺産業・観光交流拠点と大井川生活交流拠点とを結ぶ幹線道路の沿道一帯や、大井川港周辺産業・観光交流拠点から延びる幹線道路の沿道一帯においては、周辺の自然環境や営農環境との調和・共生に留意しながら、雇用創出などの経済効果を生み、地域の活力を高める新たな土地利用について検討していきます。

## 土地利用の基本方針図

凡 例	
	低層住宅専用地
	中高層住宅専用地
	一般住宅地
	中心商業・業務地
	生活商業地
	沿道サービス地
	工業地
	流通業務地
	自然環境保全・活用地
	田園集落地
	環境共生型工業地
	市街地環境整備検討地
	新たな土地利用検討ゾーン
	東名高速道路
	主な幹線道路
	鉄道
	市街化区域
	拠点
	産業・観光交流連携軸
	行政区境界



0 1km 2km 3km



## (2) 都市交通の基本方針

### 【基本的な考え方】

「コンパクト+ネットワーク」を実現するため、本市では、「パーソントリップ調査（静岡中部都市圏総合都市交通体系調査）※」を踏まえた上で、公共交通と自動車交通を上手に使い分けることができる利便性の高い交通体系を構築します。特に都市拠点及び生活交流拠点においては、交通機関相互の乗り換え・乗り継ぎ利便性を高め、交通結節点としての機能の維持・充実を図っていきます。

道路交通ネットワークについては、街路樹や歩道の設置による「にぎわい」の創出や災害時の避難路や緊急物資の輸送路としての役割にも配慮しながら、道路の段階構成を明らかにした上で、道路種別に応じた機能を確保するための整備及び維持管理を適切に進めていきます。

なお、都市計画道路については、「焼津市都市計画道路見直しマニュアル※」に基づきつつ、将来の都市構造、土地利用及び交通需要を勘案しながら、路線・区間の変更または廃止について、適切に検討していきます。

公共交通ネットワークについては、市民や観光客がバスなどの公共交通を気軽に利用でき、過度に自動車に依存しなくても生活することができるよう、駅等の交通結節点の機能及び利便性の充実を図るとともに、拠点と拠点、拠点と地域とを結ぶ、地域の実状に合った最適な公共交通サービスの提供に努めます。

#### ※パーソントリップ調査

人の1日の動きを把握するため、トリップ（人が何らかの目的を達成するために、ある場所から他の場所へ移動すること）ごとに、起終点、利用交通手段、目的などを調べる調査のこと。

#### ※都市計画道路見直しマニュアル

都市計画道路の見直しに関する、市町村の基本的な考え方や方針を示したものの。

## 道路交通ネットワークの整備方針

### ■高規格幹線道路

- ・国土軸を形成する東名高速道路を有効に活用し、生活交流、観光交流、物流など、多様な利用を促進していきます。

### ■主要幹線道路

- ・広域の都市圏及び隣接都市との円滑な移動を可能にするため、（都）志太東幹線を計画的に整備するとともに、適正な維持管理を行います。

### ■幹線道路

- ・主要幹線道路を補完し、隣接都市及び市内の円滑な移動を可能にするため、（都）焼津広幡線や（都）小川島田幹線などの都市計画道路等の幹線道路を計画的に整備するとともに、適正な維持管理を行います。



## ■補助幹線道路

- ・ 幹線道路を補完し、市内の円滑な移動を可能にするため、（都）豊田南線などの都市計画道路等を計画的に整備するとともに、適正な維持管理を行います。

## ■生活道路

- ・ 最寄りの幹線道路へのアクセスをより円滑にし、災害時において安全な避難を実現するため、高齢者や障害者、自転車などが安全に通行できる生活道路の整備または維持管理を行います。

## 公共交通ネットワークの整備方針

- ・ 路線バスや自主運行バスは、利用者の需要や地域のニーズに合わせた路線網の再編や運行頻度の適正化を図ります。また、新たな交通手段として、デマンドタクシー等について検討していきます。
- ・ 焼津駅周辺都市拠点、西焼津駅周辺生活交流拠点、市域中部生活交流拠点及び大井川生活交流拠点では、公共交通と自動車・自転車交通の乗り換え利便性や公共交通の乗り継ぎ利便性を高めるとともに、拠点間を結ぶシャトル便構想や拠点と居住エリアとを結ぶ新たな交通ネットワークを検討していきます。

## 自転車・歩行者空間の整備方針

- ・ 市民や観光客等、さまざまな人が訪れる中心市街地では、徒歩や自転車による移動の安全性・回遊性を高めるため、ユニバーサルデザインを導入した、安全・安心で快適に通行できる自転車・歩行者空間づくりを進めます。
- ・ 健康づくりや環境負荷軽減の観点から、安全・快適な自転車・歩行者空間を確保するとともに、各拠点や生活に身近な公園・緑地・親水空間などを結ぶネットワークづくりを進めます。

## その他交通施設の整備方針

### ■駅前広場

- ・ 焼津駅及び西焼津駅の駅前広場については、市民や来訪者が安全・快適に利用できるよう、適切に維持管理を行います。

### ■自動車駐車場・自転車駐車場

- ・ 公共交通と自動車・自転車交通の乗り換え利便性の向上を図るため、焼津駅周辺都市拠点、西焼津駅周辺生活交流拠点、市域中部生活交流拠点及び大井川生活交流拠点において、自動車駐車場・自転車駐車場の整備または適切な維持管理を行います。

## 都市交通の基本方針図

凡 例	
	高規格幹線道路
	主要幹線道路
	幹線道路
	補助幹線道路
	鉄道
	市街化区域
	拠点(交通結節点)
	拠点
	産業・観光交流連携軸
	行政区境界



## (3)都市環境の基本方針

### 【基本的な考え方】

高草山の山林、広大な駿河湾やそこに流れ込む大井川など、本市が誇る豊かな水・緑の自然環境の保全と、これらと調和・共生した都市環境の維持と創出を図ります。また、歩いて健康に暮らせるまちづくりを実現するため、公園や緑地、水辺などを結ぶ歩行者ネットワークの形成を図ります。

また、「焼津市緑の基本計画<sup>※</sup>」を策定し、緑の維持・創出に係る総合的な取組を推進していきます。

さらに、市民・事業者・行政の協働により二酸化炭素等温室効果ガス排出量の削減を図り、環境にやさしいまちづくりを進めます。

焼津市の魅力を最大限にアピールするとともに、市民生活の豊かさや、市民・観光客等によるにぎわいを演出するため、「焼津市景観計画」を策定して、総合的な景観保全・景観形成の取組を推進していきます。また、地区単位の魅力的なまちづくりを実現するため、地区計画等の制度の活用も検討していきます。

特に、高草山、駿河湾、河川、田園など、豊かな水・緑の景観を積極的に保全し、これに調和した市街地景観や集落地景観の保全・形成を図るとともに、本市の顔となる焼津駅周辺などの都市拠点や、焼津漁港周辺の産業・観光交流拠点では、魅力的なまち並み景観の形成を図ります。

#### ※緑の基本計画

都市緑地法第4条に規定された、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

## 水・緑の環境整備とネットワーク化の方針

### 〈都市公園等〉

#### ■住区基幹公園

- ・生活に身近な憩いの場として、(都)助三島公園、(都)下雨垂公園、(都)雁橋公園、(都)下小路公園などの街区公園、(都)会下之島公園などの近隣公園、(都)石津西公園などの地区公園の整備を推進します。

#### ■都市基幹公園

- ・総合公園である(都)石津浜公園、運動公園である焼津市大井川河川敷運動公園の適切な維持管理を行います。

#### ■その他の公園

- ・沿道緑地や自然生態観察公園など、憩い空間となる都市緑地の整備を推進するほか、地域のさまざまな資源の利活用や緑化の充実を図り、地域住民の身近な公園・広場の確保に努めます。

## <緑地>

### ■自然緑地

- ・高草山周辺の山林を適切に保全・管理するとともに、レクリエーション等の場として利活用を促進します。

### ■生活に身近な緑地

- ・生活に身近な緑の創出を図るため、宅地等における緑化を促進します。

## <海の魅力を活かしたまちづくり>

- ・焼津漁港や大井川港、駿河湾の海岸線など、海の魅力を活かしたまちづくりを進めます。

## <水と緑のネットワーク>

- ・大井川、朝比奈川、瀬戸川、黒石川、枋山川などの河川沿いでは、貴重な緑の保全を図るとともに、個性豊かな水と緑の拠点の保全・整備を推進します。
- ・市街地内の緑地空間及び点在する歴史文化資源を取り込んだ、うるおいのある自転車・歩行者空間を創出するとともに、これらを相互に結ぶネットワークづくりを進めます。

## 供給・処理施設の整備等に関する方針

- ・公共下水道整備地区については、河川や水路等の公共用水域の水質改善を図るため、宅内から下水道管への接続を推進するとともに、良好な都市環境を維持するため、下水道施設の計画的な更新を推進します。
- ・公共下水道未整備地区については、現行の公共下水道全体計画に基づく計画的な整備を基本としますが、整備の着手または完了に相当の期間を要すると判断される場合は、地区の実情を踏まえながら、合併処理浄化槽の設置など、汚水処理方法の転換を検討していきます。
- ・公共下水道事業の計画区域外では、快適で衛生的な都市環境の創出と、公共用水域の水質改善を図るため、合併処理浄化槽などによる生活雑排水の適切な処理を推進します。
- ・一色地区の一色清掃工場は、建設後長期間が経過し施設の老朽化が進んでいるため、藤枝市高柳地区の中央清掃工場及び藤枝市岡部町内谷地区のリサイクルセンターと合わせて廃止し、各施設の機能を集約した新たな施設を藤枝市に整備します。また、一色清掃工場跡地については、周辺の土地利用や自然環境の状況を勘案しながら、効果的な活用方を検討していきます。
- ・建設後長期間が経過し施設の老朽化が進んでいる浜当目地区の志太広域事務組合斎場については、施設の更新を図るとともに火葬需要の増加に対応するため、再整備を推進します。
- ・静岡県卸売市場整備計画に基づき、焼津漁港及び大井川港において、周辺環境に配慮した卸売市場の計画的な整備を促進します。

## 環境にやさしいまちづくりの方針

- ・ 地球温暖化の防止と都市の低炭素化を進めるため、徒歩や自転車、公共交通の利用を促進します。
- ・ 石油やガス、電力等の省エネルギー化を促進して、限りある資源を有効活用するとともに、太陽光等の新エネルギーの活用を促進します。
- ・ 廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再使用・再生利用を図る 3 R (Reduce、Reuse、Recycle) の取組を促進します。



## 良好な景観の保全・形成の方針

### <自然的・歴史的景観の保全・形成>

#### ■自然的景観

- ・富士山や駿河湾を望む眺望点を形成するとともに、これらの良好な眺望景観を保全していきます。
- ・高草山は、都市に憩いとやすらぎをもたらす重要な自然景観であるとともに、市街地の美しい背景となっていることから、積極的な景観保全を図ります。
- ・田園集落地における営農風景など、農地の良好な景観を今後も保全していきます。
- ・瀬戸川や栃山川などの河川周辺では、周辺環境と調和したうるおいのある水辺景観の形成を図ります。

#### ■歴史的景観

- ・重要伝統的建造物群保存地区に指定されている花沢の里など、歴史的景観資源は地域の財産として次代へ継承していけるよう、積極的な保全・修復を促進します。

### <魅力的なまち並み景観の形成>

#### ■焼津市を象徴するまち並み景観の形成

- ・本市の玄関口であり、市民をはじめ多くの来訪者が集う焼津駅周辺の市街地では、にぎわいを演出するとともに、都市の核として風格のある魅力的なまち並み景観を形成するため、建築物や屋外広告物等を適切に誘導します。
- ・焼津漁港や大井川港周辺の市街地では、本市の代表的な地域資源である海との関わりを演出するとともに、活気のある魅力的なまち並み景観の形成を図ります。

#### ■住居系まち並み景観の形成

- ・ゆとりとうるおいのある住宅地景観を形成するため、住宅地内の緑化の促進や緑地の保全を図ります。

#### ■商業系まち並み景観の形成

- ・商店街等の楽しさ・にぎわいがある景観づくりを進めるため、地域の個性を商店街のまち並みに取り入れるとともに、屋外広告物等を適切に誘導します。

#### ■工業系まち並み景観の形成

- ・市街地の中に位置する一団の工業地においては、まちと工業地が調和した景観を創出するため、事業者の理解と協力を得ながら、工場の緑化や形態・色彩に配慮した施設整備を促進します。
- ・田園集落地の中に位置する水産加工センター、水産流通加工団地や高新田第1・2工業団地などでは、周辺の緑豊かな自然的環境と調和する工業団地として維持します。



## (4)都市防災の基本方針

### 【基本的な考え方】

東日本大震災など、大規模自然災害による教訓を踏まえ、地震、津波及び水害などの自然災害に強いまちづくりを目指します。

特に、地震・津波に対しては「焼津市津波防災地域づくり推進計画<sup>※</sup>」に基づき、ハード・ソフト両面の施策を組み合わせた「多重防御」の発想による地震・津波災害に強いまちづくりを進めていきます。発生頻度が比較的高いレベル1の地震・津波による対策では、想定される津波を防御できる高さを確保した海岸保全施設等のハード施設の整備を促進します。発生頻度が極めて低い最大クラスのレベル2の地震・津波による対策では、減災効果を発揮する粘り強い構造への改良を促進するとともに、迅速かつ円滑に避難できる、警戒避難体制の整備を推進します。

災害予防と災害発生時の応急対策、復興対策等の総合的な計画である市地域防災計画<sup>※</sup>に基づき防災・減災対策に取り組み、災害対応力を向上します。

また、市民・事業者・行政の協働により、災害による被害の軽減を図る減災対策を推進するとともに、大規模な自然災害により市街地等が被災する場合を想定し、地域の特性に応じた復興対策を事前に検討・準備する「事前復興」の取組を検討していきます。

#### ※津波防災地域づくり推進計画

津波による災害の防止・軽減を図り、将来にわたって安心して暮らすことのできる地域づくりを総合的に推進するため、平成23年12月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいて国、県、市町村の連携・協力のもとで策定する計画のこと。

#### ※地域防災計画

都道府県や市町村が、災害発生時の応急対策や復旧など、災害に係わる事務・業務に関して総合的に定める計画のこと。

## 防災対策に関する方針

### ■地震・津波に対する備え

- ・ 生命を守るため、耐震性の劣る建築物の耐震化を促進するとともに、併せて、迅速かつ円滑に逃げることができるよう避難路を確保し、緊急輸送路の整備と主要橋梁の耐震化も促進します。
- ・ 津波による被害を軽減するため、粘り強い防潮堤と併せて、盛り土部に植林し、散策路を設ける「潮風グリーンウォーク」の整備を推進します。
- ・ 焼津漁港周辺の住民・従業者の生命・財産を守るとともに、漁業及び水産業の事業継続性を確保するため、漁港の管理者である県が実施する、防波堤等の粘り強い構造への改良などによる減災対策の取組を促進します。
- ・ 大井川港周辺の住民・従業者の生命・財産及び産業機能を津波被害から守るとともに、焼津漁港と併せて災害時における支援物資の受入拠点としての機能を確保するため、大井川港の津波防災対策施設の整備を推進します。

## ■水害に対する備え

- ・台風や集中豪雨などに起因する水害の防止・軽減を図るため、総合的な治水対策を推進します。

## ■火災に対する備え

- ・火災による密集住宅地の延焼拡大を防止するため、道路、公園などの基盤整備を検討するとともに、耐震性の劣る住宅の建替えを促進し、防災性の向上を図ります。

## ■事前復興の取組

- ・東海地震など、発生が予想される大規模災害に対しては、市民・事業者・行政の危機認識の共有化と、まちの将来像の合意形成を図り、土地区画整理事業や地籍調査など事前復興の取組を推進します。

## 避難・防災活動の円滑化に関する方針

- ・災害時に安全かつ迅速に避難することができるよう、地域の実情に応じた防災拠点、避難場所の適正な配置とともに、適切な避難誘導方法を検討していきます。
- ・平時は子どもから高齢者まで誰もが利用できる広場として、また災害時には避難地及び復旧・復興の拠点として機能する（仮称）大井川防災広場の整備を進めます。
- ・災害時において、迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動ができるよう、防災拠点等をネットワークする緊急輸送路の整備を促進するとともに、適正な維持管理に努めます。
- ・民間の中高層建築物について、所有者や管理者の意向に配慮しながら、津波避難ビルの指定協力を推進し、津波避難場所を充実させていきます。

## 防災意識啓発の取組に関する方針

- ・防災地図やハザードマップ等を活用し、意識啓発を図るとともに、実効性の高い防災訓練を実施し、行政・事業者・市民等の協働による防災・減災まちづくりを推進していきます。



## 都市防災の基本方針図

凡 例	
	焼津漁港津波防災対策区域
	大井川港津波防災対策区域
	粘り強い防潮堤等の整備
	津波避難ビル
	津波避難タワー(高台含)
	津波避難協力ビル
	防災拠点
	避難所
	自然緑地
	主な公園・緑地・広場
	主要な河川
	東名高速道路
	主な幹線道路
	鉄道
	市街化区域
	拠点
	産業・観光交流連携軸
	行政区境界

